# 健康福祉委員会資料

(消防局関係)

- 1 平成27年第4回定例会提出予定議案の説明 議案第128号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制 定について
  - 新旧対照表
  - 補足資料

昭和48年7月3日条例第36号

第1条

(設置の免除)

第32条の5 前3条の規定にかかわらず、第32条の3第1項第1号アから カまでに掲げる住宅の部分が次の各号のいずれかに該当するときは、当 該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警 報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器 等」という。)を設置しないことができる。

改正案

- (1) スプリンクラー設備(標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の 閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を、政令第12 条の規定又は第43条の規定に定める技術上の基準に従い、又は当該技術 上の基準の例により設置したとき。
- (2) 自動火災報知設備を、政令第21条の規定又は第46条<u>若しくは第46条</u> <u>の2</u>の規定に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例に より設置したとき。
- (3) 前2号に掲げる設備と同等以上の性能を有する設備を設置した場合において規則で定めるとき。

(自動火災報知設備に関する基準)

- 第46条 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない。
- (1) 政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造 としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれか に該当するものを除く。)で延べ面積が250平方メートル以上のもの
- (2) 政令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方

現行

○川崎市火災予防条例

昭和48年7月3日条例第36号

第1条

(設置の免除)

- 第32条の5 前3条の規定にかかわらず、第32条の3第1項第1号アから カまでに掲げる住宅の部分が次の各号のいずれかに該当するときは、当 該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警 報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器 等」という。)を設置しないことができる。
- (1) スプリンクラー設備(標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の 閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を、政令第12 条の規定又は第43条の規定に定める技術上の基準に従い、又は当該技術 上の基準の例により設置したとき。
- (2) 自動火災報知設備を、政令第21条の規定又は第46条の規定に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (3) 前2号に掲げる設備と同等以上の性能を有する設備を設置した場合において規則で定めるとき。

(自動火災報知設備に関する基準)

- 第46条 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない。
- (1) 政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造 としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれか に該当するものを除く。)で延べ面積が250平方メートル以上のもの
- (2) 政令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方

メートル以上のもの

2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、政令第21条第2項及び第3項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

第46条の2 次に掲げる小規模特定用途複合防火対象物に設ける自動火災報知設備については、省令第23条第4項第1号への規定は適用せず、省令第24条中「その部分(前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「その部分」と、「その階(前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「その階」とする。

(1) 延べ面積が300平方メートル以上で、かつ、政令別表第1(5) 項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積(当該用途に 供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物におい て最も大きいものである場合にあっては、当該用途に供される部分及 び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計)が2 50平方メートル以上500平方メートル未満のもの(主要構造部を 耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口 のいずれかに該当するものを除く。)

<u>ア</u> 政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ及び(6)項ロに掲げる防 火対象物

イ 政令別表第1(6)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

(2) 前号に掲げるもののほか、延べ面積が1,000平方メートル以上 のもの

(複合用途防火対象物についての基準の適用)

第48条の2 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物の部分で、同表各項((16)項から(20)項までを除く。)の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、この章(第40条第1項、第42条第1項第1号、第46条第1項第2号及び第46条の2を除く。)の規定の適用については、当該用途に供される一の防火対象物とみなす。

メートル以上のもの

2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、政令第21条第2項及び 第3項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(複合用途防火対象物についての基準の適用)

第48条の2 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物の部分で、同表各項 ((16)項から(20)項までを除く。)の防火対象物の用途のいずれかに該 当する用途に供されるものは、この章(第40条第1項、第42条第1項第 1号及び第46条第1項第2号を除く。)の規定の適用については、当該 用途に供される一の防火対象物とみなす。

#### 第2条

- 第46条の2 次に掲げる小規模特定用途複合防火対象物に設ける自動火災報知設備については、省令第23条第4項第1号への規定は適用せず、省令第24条中「その部分(前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「その部分」と、「その階(前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「その階」とする。
- (1)延べ面積が300平方メートル以上で、かつ、政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積(当該用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあっては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計)が250平方メートル以上500平方メートル未満のもの(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。)
  - ア 政令別表第1 (2) 項ニ、(5) 項イ $\underline{\dot{u}}$ びに(6) 項イ(1) から(3) まで及び口に掲げる防火対象物
  - イ <u>政令別表第1(6)項ハ</u>に掲げる防火対象物(利用者を入居させ、 又は宿泊させるものに限る。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、延べ面積が1,000平方メートル以上 のもの

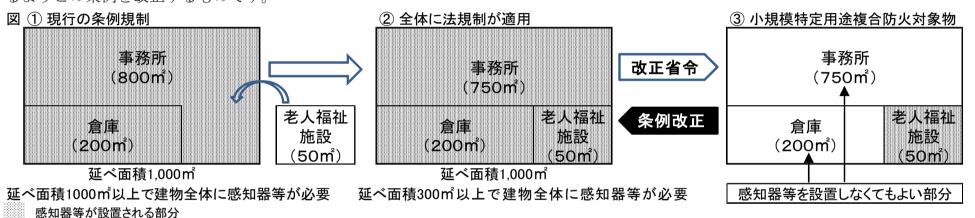
#### 第2条

- 第46条の2 次に掲げる小規模特定用途複合防火対象物に設ける自動火災報知設備については、省令第23条第4項第1号への規定は適用せず、省令第24条中「その部分(前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「その部分」と、「その階(前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「その階」とする。
- (1) 延べ面積が300平方メートル以上で、かつ、政令別表第1(5) 項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積(当該用途に 供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物におい て最も大きいものである場合にあっては、当該用途に供される部分及 び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計)が2 50平方メートル以上500平方メートル未満のもの(主要構造部を 耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口 のいずれかに該当するものを除く。)
  - ア 政令別表第1(2)項二、(5)項イ<u>及び(6)項ロ</u>に掲げる防 火対象物
  - イ <u>政令別表第1(6)項イ及びハ</u>に掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、延べ面積が1,000平方メートル以上 のもの

## 議案第128号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の主な内容について(補足資料)

川崎市火災予防条例(以下「条例」という。)では消防法第17条第2項の規定に基づき、自動火災報知設備を設けなければならない建物を指定し、感知器等の具体的な設置方法については政令や省令等で定める基準によることとしています。

この条例により建物全体に自動火災報知設備の感知器等を設置している建物(①の状態)が、<u>改正省令<sup>※1</sup></u>により<u>小規模特定用途複合防火対象物<sup>※2</sup></u>(③の状態)に該当した場合には、感知器等を設置しなくてもよい部分(下図の事務所と倉庫)を生じてしまうことから、引き続き条例で定める防火の目的を充分に達成するため、改正省令にかかわらず、建物全体(下図の事務所と倉庫の部分)に感知器等を設けるようこの条例を改正するものです。



### ※1 改正省令の概要

省令で定める自動火災報知設備の基準が改正され、建物の一部を小規模な老人福祉施設等として使用する場合で、新たに建物全体に自動火災報知設備の感知器等を設けなければならない小規模特定用途複合防火対象物(②の状態)については、<u>老人福祉施設等の部分を除き、感知器等を設置しなくてもよい</u>(③の状態)とされた。ただし、老人福祉施設等の有無にかかわらず、政令の基準により自動火災報知設備が設置されるものについては適用されない。(平成 27 年総務省令第 10 号)。

## ※2 小規模特定用途複合防火対象物とは

消防法施行令別表第1に掲げる複合用途防火対象物のうち、不特定多数の者が利用する店舗や旅館、火災の際に自力で避難することが困難な者等が利用する有床寝診療所やグループホーム等の用途(特定用途)部分の床面積の合計が、その建物の延べ面積の10分の1以下で、かつ、300㎡未満であるもの(③の状態)をいう。

## 小規模特定用途複合防火対象物

